

## 広島県告示第十四号

平成二十年広島県告示第十四号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年一月十一日

広島県知事 湯崎英彦

本文中「〇・九三三五二二一一五五五二」を「〇・九二八五八七三五九〇一二六」に改める。